

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

安芸市長が審査請求人に対し平成 29 年 12 月 1 日付けで行った固定資産税課税処分及び平成 30 年 1 月 12 日付けで行った固定資産税督促処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

遺産分割協議書により、父所有の固定資産については相続していないことが明らかである。したがって、父所有であった相続財産分についての課税処分は違法で取り消されるべきである。また、無効な課税に係る督促処分も取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

固定資産税の納税義務者は、地方税法第 343 条第 1 項の規定により、賦課期日現在の固定資産の所有者とされている。そして、地方税法第 343 条第 2 項により所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうとされている。当該土地又は家屋を現に所有している者とは、民法第 896 条の規定により相続人のことであり、その固定資産は、民法第 896 条から第 900 条までの規定により相続人の共有に属し、各共同相続人は、法定相続分に応じて権利義務を承継することとなっている。

課税処分時点において、分割協議書により相続を原因とする所有権移転登記の事実はなく、所有者は登記簿又は課税補充台帳に登記又は登録されていた被相続人の法定相続人ということになる。よって、本件処分に違法性はない。

また、登記手続きがなされていないとしても、有効な遺産分割協議書が確認できれば、それに沿った課税処分が可能であるが、現時点において、審査請求人が挙証していないので、現在の課税処分を取り消す理由はない。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきものと判断する。

2 理由

(1) 本件に係る審査の対象について

処分庁は、地方税法（以下「法」という。）第 343 条第 1 項及び第 2 項に基づき、審査請求人の兄に対し、平成 28 年 4 月 1 日に平成 28 年度固定資産税を、平成 29 年 4 月 1 日に平成 29 年度固定資産税をそれぞれ課税処分した。これは課税対象となる固定資産の登記簿上の所有者が、また、課税対象となる未登記家屋の課税台帳登録上の所有者が、賦課期日前に死亡していたため、法定相続人である審査請求人ら 3 人の共有とみなし、法第 10 条の 2 により 3 人が連帯納税義務を負うものとして、法第 10 条が準用する民法第 432 条の規定により全部の債務履行を請求したものである。

しかしながら、納付されなかったため、同じく民法第 432 条の規定により、共有者である審査請求人にも平成 29 年 12 月 1 日に平成 28 年度分、平成 29 年度分の平成 29 年度固定資産税を課税処分した。

また、審査請求人が固定資産税を納期限までに全部納付しなかったため、処分庁は、法第 371 条に基づき未納分について督促処分をした。

(2) 本件に係る法令等の規定について

土地、家屋及び償却資産という極めて大量に存在する課税物件について、市町村等がその真の所有者を逐一正確に把握することは事実上困難であるため、法は、課税上の技術的考慮から、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下、両台帳を併せて単に「補充課税台帳」という。）に所有者として登記又は登録されている者を固定資産税の納税義務者として、その者に課税する方式を採用しており（法 343 条 2 項前段）、真の所有者がこれと異なる場合における両者の間の関係は私法上の求償等に委ねられているものと解される（最高裁昭和 46 年（オ）第 766 号同 47 年 1 月 25 日第三小法廷判決）。

賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされている場合には、これにより所有者として登記又は登録された者は、賦課期日の時点における真の所有者でなくても、また、賦課期日後賦課決定処分時までにその所有権を他に移転したとしても、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものである（最高裁昭和 28 年（オ）第 616 号同 30 年 3 月 23 日大法廷判決・前掲最高裁昭和 47 年 1 月 25 日第三小法廷判決参照）。

つまり、法第 343 条 2 項後段によれば、所有者として登記されている者が賦課期日前に死亡しているときは、現に所有している者に課税されるべきであるが、処分庁は、審査請求人がいう遺産分割協議書の存在を知らなかったのであるから、

ここに誤りはない。

なお、処分庁は、弁明書で判決確定証明書などを取り寄せ、審査請求人の主張の裏付けを調査する旨を表明しているにもかかわらずしていない。不誠実な対応であるが、これをもって処分を取り消す理由にはならない。

第4 審査会の判断の理由

1 争点

本件審査請求の争点は、安芸市長が審査請求人に対して行った、固定資産税の課税処分及び督促処分が適法に行われたかどうかである。

2 本件処分の適法性・妥当性

(1) 固定資産の所有者について

地方税法第343条第1項の規定によれば、固定資産税は、「固定資産の所有者」に課するものとされている。ここでいう「所有者」とは、同条第2項の規定により、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうものとされており、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとされている。

(2) 「現に所有している者」の意義

民法第896条の規定によれば、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとされており、同法第898条の規定によれば、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属するとされている。

とすると、土地又は家屋の所有者が賦課期日前に死亡しているときは、地方税法第343条第2項の「現に所有している者」とは、法定相続人全員のことを意味すると解すべきである。

(3) 本件処分の適法性・妥当性に対する判断

上記(1)及び(2)で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、平成28年度分及び平成29年度分の固定資産税の賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）に土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している本件においては、審査請求人を含む本件各固定資産の法定相続人全員が、賦課期日において「現に所有している者」であると考えられる。

とすると、本件においては、審査請求人を含む本件各固定資産の法定相続人全員に対して固定資産税の賦課決定処分を行うべきであり、当該法定相続人全員が納税義務を負うものといえる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、遺産分割協議書により、父所有の固定資産については相続していないことが明らかであり、父所有であった相続財産分についての本件処分の取消しを

求めると主張するが、処分庁は、当該遺産分割協議書が真正であるか確認できていなかったのであるから、本件処分に違法性は認められないため、当該主張を採用することはできない。

4 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のことから、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年6月27日 諮問書の受理

同年6月28日 審議

同年8月17日 審議